

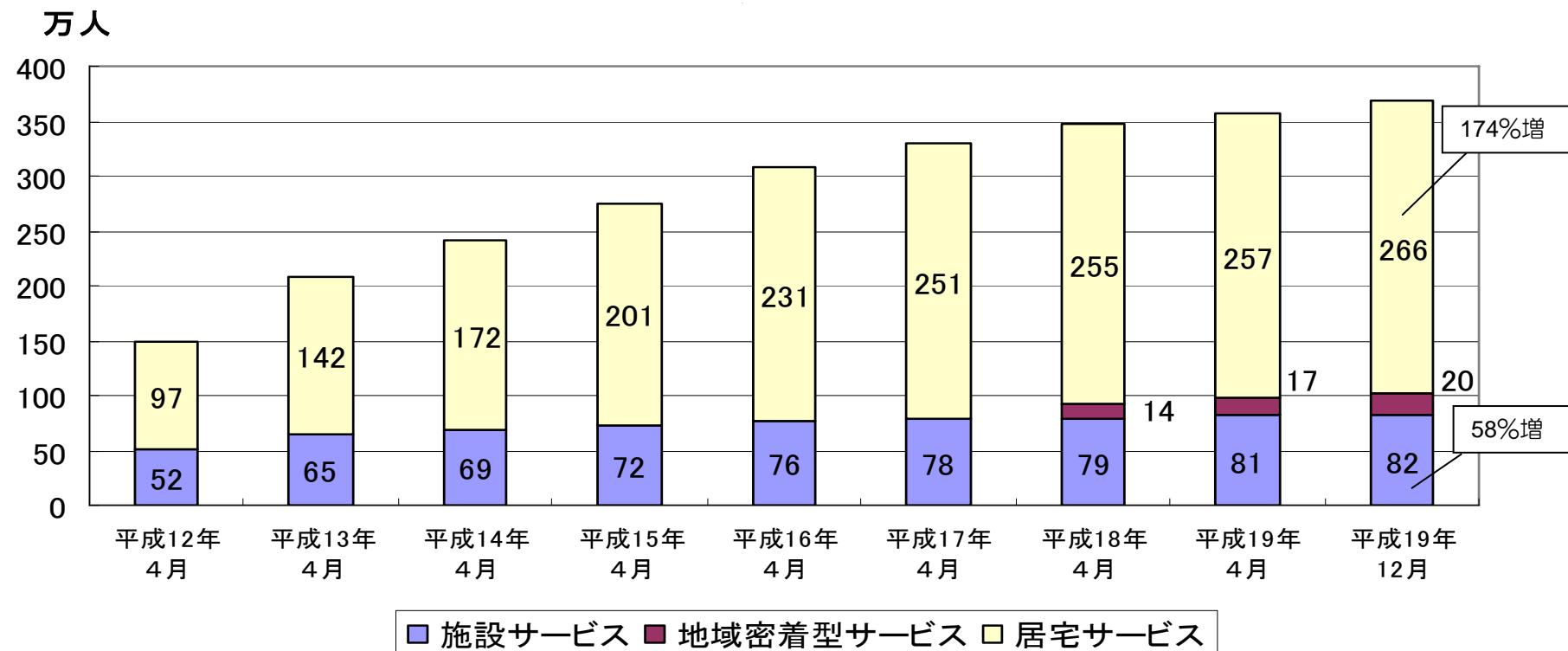
介護保険施設の現状について

目次	1. サービス利用者数の推移	…1
2. 各施設の概要	…2	
(1) 各施設の概要	…2	
(2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状	…4	
(3) 介護保険3施設の退所者に係る平均在所日数の経年変化	…5	
(4) 介護保険3施設の入退所の状況	…6	
3. 介護サービスの状況	…8	
(1) 職員配置の状況	…8	
(2) 資格の取得状況	…10	
4. 医療・看護サービスの状況	…11	
(1) 職員配置の状況	…11	
(2) 介護保険と医療保険の調整	…12	
5. リハビリテーション等の状況	…13	
6. 居住環境等	…14	

1. サービス利用者数の推移

(1) 居宅・施設サービス別利用者数の推移

○居宅サービス利用者及び地域密着型サービス(平成18年4月創設)の占める割合が増加している。



【資料】「介護保険事業状況報告」(厚生労働省老健局、各年各月サービス分)

(※)平成12年4月からの伸び率。

2. 各施設の概要

(1) 各施設の概要

	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
基本的性格	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	要介護高齢者のための生活施設
定義(介護保険法)	(「介護療養型医療施設」の定義) 療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。	(「介護老人保健施設」の定義) 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。	(「介護老人福祉施設」の定義) 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設。
施設数	2,929	3,391	5,716
定員数	119,825人	309,346人	399,352人

	介護療養型 医療施設	介護療養型 老人保健施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム
平均要介護度	4.32	-	3.27	3.81
平均在所日数	444.1日	-	268.7日	1365.2日
1人当たり居室面積	6.4m ² 以上	8m ² 以上 (大規模改修等を行う までは6.4m ² で可)	8m ² 以上	10.65m ² 以上
1部屋の定員数	4人以下	4人以下	4人以下	4人以下
医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)
看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上	看護・介護 3:1以上	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人
介護職員	6:1以上			
理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上	PT又はOTが 100:1以上	
機能訓練指導員				1以上
生活(支援)相談員		100:1以上	100:1以上	常勤1以上 100:1以上
介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準

1 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、平成18年10月1日時点)

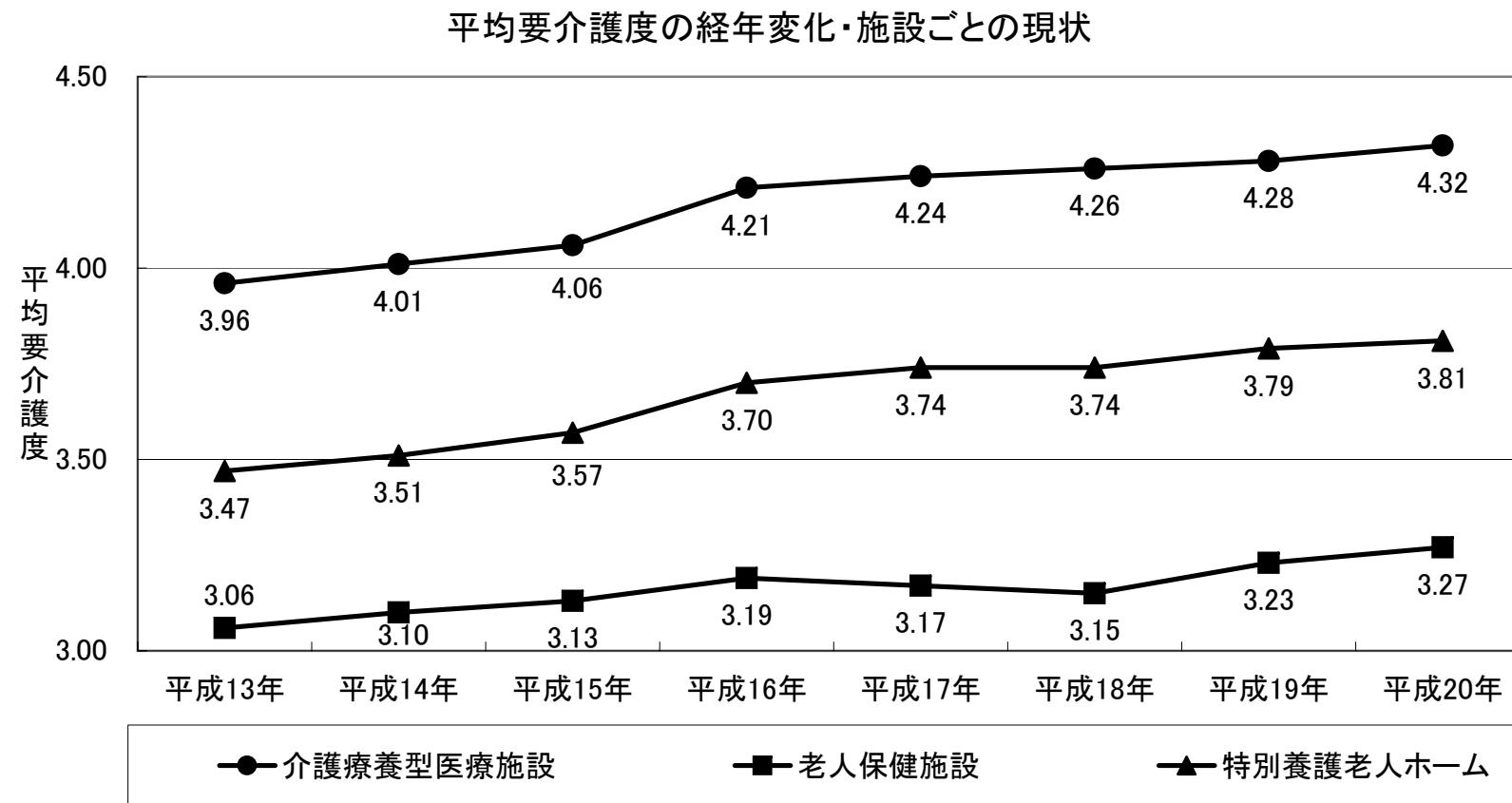
2 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(同、平成20年5月審査分)から算出

3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成18年9月中の退所者等について)

4 「1人当たり居室面積」及び「1部屋の定員数」については、ユニット型施設の場合はいずれもそれぞれ「13.2m²以上」、「原則1人」

(2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状

- 介護療養型医療施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の順で平均要介護度が高い。
- 平均要介護度は高くなる傾向にある。



【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年5月審査分)

(3)介護保険3施設の退所者に係る平均在院(所)日数の経年変化

- 平均在院(所)日数は介護療養型医療施設が約15ヶ月、介護老人保健施設が約9ヶ月、介護老人福祉施設が約3.7年である。
- 平均在院(所)日数の推移については、介護療養型医療施設及び介護老人保健施設ではやや日数が増大している一方、介護老人福祉施設ではやや短縮している。

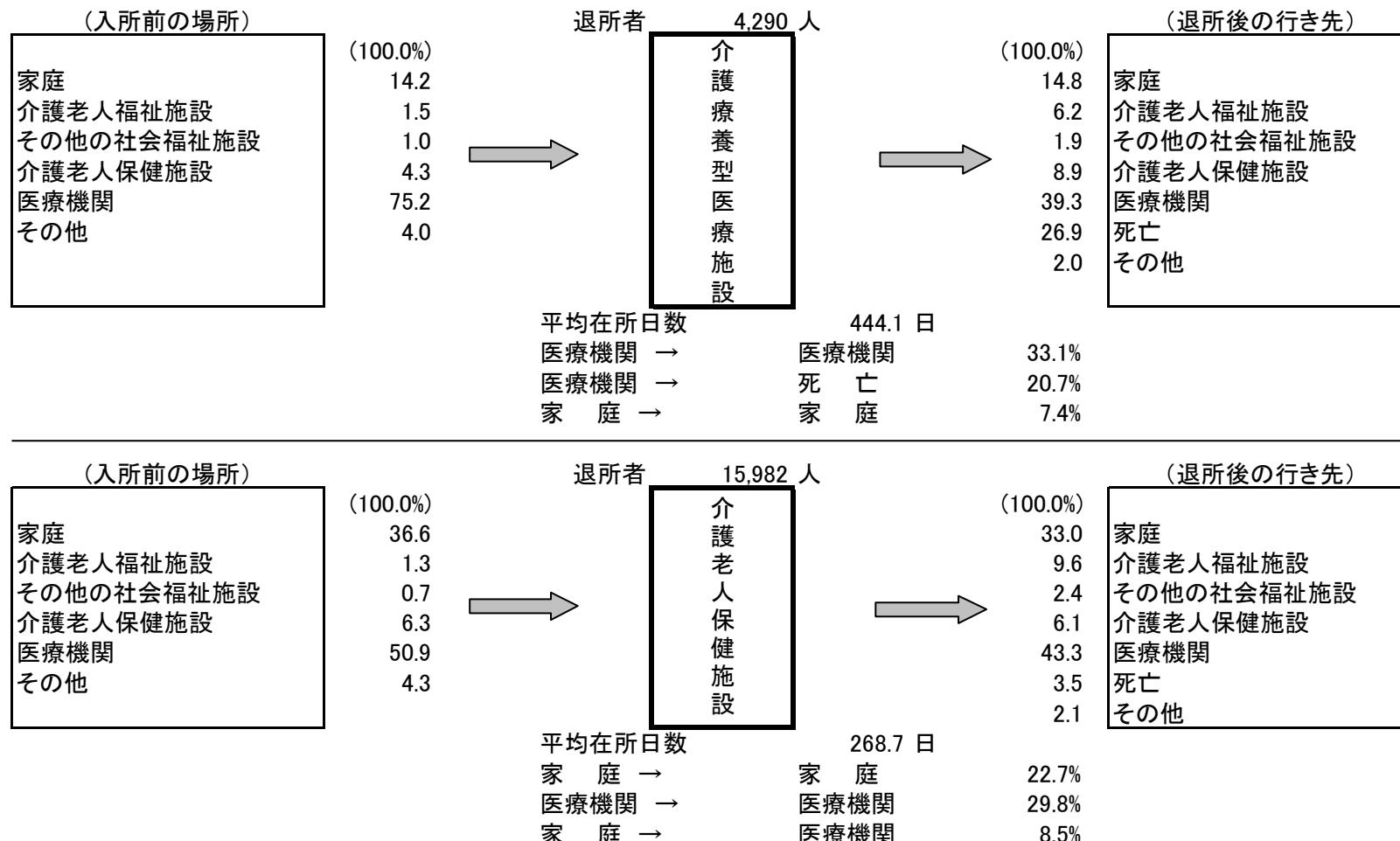
(日数)

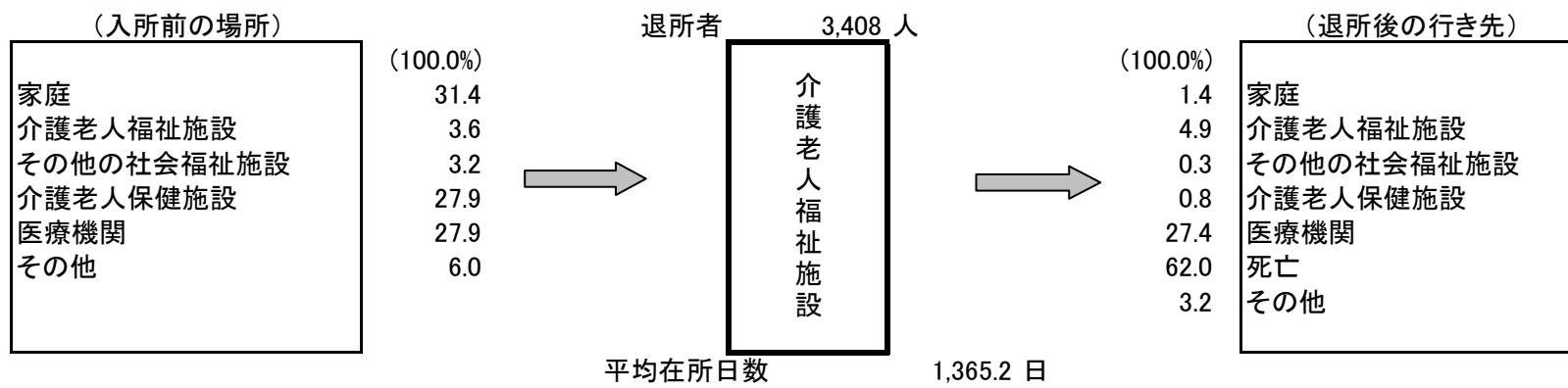
	平成12年	平成15年	平成18年
介護療養型医療施設	403.0	359.5	444.1
介護老人保健施設	184.8	230.1	268.7
介護老人福祉施設	1,455.5	1,429.0	1,365.2

【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、各年9月中の退所者等について)

(4) 介護保険3施設の入退所の状況

- 介護療養型医療施設では、約8割が医療機関から入院し、約4割が医療機関に移り、約3割が死亡退院している。
- 介護老人保健施設では、約4割が家庭、約5割が医療機関から入所し、家庭に約3割、医療機関に約4割が退所している。
- 介護老人福祉施設では、退所者の約6割が死亡によるものである。





注:「その他」には不詳を含む。

【資料】「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、平成18年9月時点)

3. 介護サービスの状況

(1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成18年10月1日時点

施設種類		介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
職種				
配置基準 (*1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 介護25人 〔看護9人〕	看護・介護 3:1以上 入所者100人の場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕
	看護職員	6:1以上 (17人)		
従業者数 (*2)	介護職員	31.3	30.5	39.1
	看護職員	27.9	10.9	5.0

※1…()内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数。

【資料】「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

夜勤職員の基準

施設種類	夜勤職員基準
介護療養型医療施設	看護職員又は介護職員が2以上で、かつ入院患者数30人ごとに1以上（うち看護職員が1以上）
介護療養型 老人保健施設	[介護保健施設サービス費(Ⅱ)の場合] 看護職員又は介護職員が2以上（うち、看護職員が利用者の数を41で除して得た数以上） [介護保健施設サービス費(Ⅲ)の場合] 看護職員又は介護職員が2以上（常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては1以上）で、かつ、オンコール体制を整備
介護老人保健施設	看護職員又は介護職員が2以上 (40人以下の施設で常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては1以上)
介護老人福祉施設	看護職員又は介護職員が 利用者数25人以下 1以上 利用者数60人以下 2以上 利用者数80人以下 3以上 利用者数100人以下 4以上 100人を超えて25を増すごとに1以上 [ユニット型]2ユニットごとに1以上

(2)資格の取得状況

- 介護職員に占める介護福祉士の割合は、介護老人保健施設と介護老人福祉施設では約4割強となっている。

平成18年10月1日時点

	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
介護職員	41,403人	94,297人	156,253人
介護福祉士(再掲)	8,919人 (21.5%)	44,013人 (46.7%)	66,977人 (42.9%)
看護職員	39,547人	33,854人	19,912人

【資料】「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

4. 医療・看護サービスの状況

(1) 職員配置の状況

- それぞれの施設等の役割に応じて、医師及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成18年10月1日時点

施設種類 職種	介護療養型 医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
配置基準 (※1)	医師	3以上 48:1以上 (3人)	常勤1以上 100:1以上(注) (1人)
	看護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) (9人)
従業者数 (※2)	医師	5.5	1.2
	看護職員	27.9	10.9
必要数 (非常勤可)(注)			
看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 (3人)			

※1…()内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業員数(平成18年10月1日時点における常勤換算従事者総数及び定員総数より算出)。

【資料】「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(注) 介護老人保健施設においては、利用者の症状の急変等に備え、協力医療機関を、
介護老人福祉施設においては、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めることとしている。

(2) 介護保険と医療保険の調整

- 医療サービスは、施設により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。

手術・放射線治療 急性増悪時の医療等			
特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など)		医療保険で給付	
投薬・注射 検査(例:血液・尿など) 処置(例:創傷処置など)		介護保険で給付	
医学的指導管理			
	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設(※)

(※)介護老人福祉施設については、医学的指導管理以外の医療サービスについても、①配置医師でない医師は緊急の場合等を除き入所者にみだりに診療を行ってはならない、②配置医師は初診料、再診料、往診料等を算定できない、③配置医師であるか否かを問わず、訪問診療料等については末期ガンの場合を除き算定できない、等の制限がある。

5. リハビリテーション等の状況

職員配置の状況

○それぞれの施設等の役割に応じて、理学療法士(PT)若しくは作業療法士(OT)又は機能訓練指導員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおり。

平成18年10月1日時点

	職種	介護療養型 医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
配置基準	理学療法士(PT)、 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上	
	機能訓練指導員			1以上
従業者数	理学療法士	2.4	1.2	
	作業療法士	1.2	1.2	
	言語聴覚士	0.5	0.2	
	機能訓練指導員			1.0

※従業者数は、定員100人あたりの常勤換算従業者数(平成18年10月1日時点における常勤換算従事者総数及び定員総数より算出)。

【資料】「平成18年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

6. 居住環境等

1人当たり居室等面積の基準

		介護療養型 医療施設	介護療養型 老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
居室等 型	ユニット型	1人当たり 面積 13.2m ² 以上	13.2m ² 以上	13.2m ² 以上	13.2m ² 以上
	定員数	原則個室	原則個室	原則個室	原則個室
	従来型	1人当たり 面積 6.4m ² 以上	8m ² 以上 (大規模改修等を行う までの間は6.4m ² で可)	8m ² 以上	10.65m ² 以上
	定員数	4人以下	4人以下	4人以下	4人以下
食堂		入院患者×1m ² 以上	入所定員×2m ² 以上 (※)	入所定員×2m ² 以上 (※)	食堂と機能訓練室を 合算した面積が入所 定員×3m ² 以上 (※)

(※)療養病床から転換した場合(病院の場合)、大規模改修等を行うまでの間は入所定員×1m²以上で可。